

令和8年度 京都府中学校総合体育大会 剣道の部

地域クラブ活動参加資格競技細則

作成：京都府中学校体育連盟剣道専門部

1. 京都府中学校体育連盟発出の「地域クラブ活動の参加資格の特例について」に準ずる。
2. 剣道の部の参加資格は、日本中学校体育連盟剣道競技部発出の細則に準ずる。団体戦については、以下の通りとする。
 - ①自治体主導で発足した地域クラブ活動（モデル地区を含む）
 - ②部活動の地域展開を主目的として発足したクラブ活動
 - ③地域のために日常的に活動が継続されているクラブ活動

※上記③は、1年以上の活動実績があり、複数学年の生徒が所属していること。かつ、京都府中体連剣道専門部が京都府中体連加盟条件を遵守した団体であると判断したクラブ活動とする。勝利至上主義等のチーム編成など、京都府中学校体育連盟の目的と異なる団体の参加は認められない。
3. 府総体における地域クラブ活動の出場枠は、団体戦は男女各1チーム、個人戦は男女各4名とする。
4. 京都府中学校体育連盟に参加申請をした地域クラブ活動の指導者が中心となり、府総体に出場する選手の選考会を7月中旬までに実施する。実施後速やかに、結果を剣道専門部に報告する。
5. 参加申請をした地域クラブ活動の指導者は、剣道専門部主催の審判講習会に必ず1名以上参加する。
6. 府総体に出場する地域クラブ活動の監督又は引率者は、府総体当日に審判など役員としての仕事を行う。